

## 愛犬を守るため 狂犬病予防注射を受けましょう！

### ■犬の登録と狂犬病予防注射を実施します

狂犬病予防法は、生後91日以上すべての飼い犬に「登録」と「狂犬病予防注射」を義務付けています。登録や予防注射を行わなかった場合、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

市内各地で犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。必ず飼い犬の予防注射を受けましょう。



### ■対象の犬

生後91日以上

健康に不安がある犬はかかりつけの病院で接種してください。

### ■料金

▶登録されている犬 3,400円

登録済の犬は通知書（ハガキ）を送付します。

▶新しく飼い始めた犬 5,400円

内訳	新規登録料	2,000円
	注射料	3,000円
	注射済票交付手数料	400円

### ■注意事項

- ・犬には首輪をして、犬を抑えることができる方が連れてきてください。事故防止のため中学生以下は不可。
- ・登録犬の死亡、飼い主の住所や所有者を変更した場合は、環境課までご連絡ください。
- ・都合が悪く今回の集合接種を受けられない場合は、動物病院で必ず受けてください。（料金は異なります）
- ・お釣りのないように料金をご用意ください。

### ■日程表

	場所	時刻
4月12日 月	江戸公民館	9:00 ~ 9:10
	江戸住宅コミュニティセンター	9:15 ~ 9:20
	羽刈五万堀集落センター	9:25 ~ 9:30
	旭区コミュニティセンター	9:40 ~ 9:50
	羽鳥東地区（団地内公園）	10:00 ~ 10:05
	羽鳥公民館	10:15 ~ 10:30
	脇山公民館	10:35 ~ 10:50
	高場公民館	11:00 ~ 11:10
	十二所公民館	11:20 ~ 11:30
	大谷公民館	13:00 ~ 13:10
	花館公民館	13:20 ~ 13:30
	四季健康館駐車場	13:40 ~ 13:55
4月13日 火	市役所前車庫	9:00 ~ 9:20
	小岩戸集落センター	9:30 ~ 9:40
	上小岩戸ふるさとコミュニティセンター	9:50 ~ 10:00
	寺崎集落センター	10:10 ~ 10:15
	羽刈改善集落センター	10:25 ~ 10:30
	北浦公民館	10:40 ~ 10:50
	高田公民館	11:00 ~ 11:05
	大笹公民館	11:15 ~ 11:20
	手堤集落センター	11:30 ~ 11:35
	先後新農村集落センター	13:00 ~ 13:10
	橋場美公民館	13:20 ~ 13:25
	清風台公民館	13:35 ~ 13:40
西郷地公民館	13:50 ~ 14:00	

	場所	時刻
4月14日 水	柴高田園都市センター	9:00 ~ 9:10
	長砂公民館	9:20 ~ 9:25
	上鶴田公民館	9:35 ~ 9:40
	下鶴田ふるさとコミュニティセンター	9:45 ~ 9:50
	仲丸新農村集落センター	10:00 ~ 10:05
	中野谷公民館	10:15 ~ 10:25
	花野井公民館	10:35 ~ 10:45
	農村環境改善センター	10:55 ~ 11:05
	竹原下郷新農村集落センター	11:15 ~ 11:25
	大正地公民館	13:00 ~ 13:10
	竹原中郷公民館	13:20 ~ 13:30
	上馬場新農村集落センター	13:40 ~ 13:45
4月15日 木	三箇公民館	13:55 ~ 14:05
	佐才地区コミュニティセンター	9:00 ~ 9:20
	世楽地区コミュニティセンター	9:30 ~ 9:40
	上吉影公民館	9:50 ~ 10:00
	前原公民館	10:10 ~ 10:20
	飯前公民館	10:30 ~ 10:40
	上合公民館	10:50 ~ 11:00
	前野公民館	11:10 ~ 11:20
	宿公民館	11:30 ~ 11:35
	貝谷公民館	13:00 ~ 13:10
	下吉影古新田公民館	13:20 ~ 13:30
	与沢百里公民館	13:40 ~ 13:50
倉数公民館	14:00 ~ 14:10	

## 愛犬を守るため 狂犬病予防注射を受けましょう！

### ■日程表

	場所	時刻
4月15日(木)	与沢公民館	14:15 ~ 14:20
	羽木上地区新農村集落センター	14:25 ~ 14:30
	幡谷公民館	14:40 ~ 14:45
	小川ニュータウン公民館	14:50 ~ 15:00
	外之内公民館	15:10 ~ 15:15
4月16日(金)	新林ふるさとコミュニティセンター	9:00 ~ 9:10
	伏沼ふるさとコミュニティセンター	9:20 ~ 9:30
	鷺沼新農村集落センター	9:40 ~ 9:50
	山川ふるさとコミュニティセンター	10:00 ~ 10:10
	隠谷公民館	10:20 ~ 10:25
	稲荷坪公民館	10:30 ~ 10:35
	野田本田公民館	10:40 ~ 10:45
	下田(一)ふるさとコミュニティセンター	10:55 ~ 11:05
	やすらぎの里	11:15 ~ 11:25
	立延公民館	13:00 ~ 13:05
	二本松公民館	13:10 ~ 13:15
	小川公民館	13:20 ~ 13:30
	横町公民館	13:35 ~ 13:40
	下馬場公民館	13:50 ~ 14:00
	川戸公民館	14:10 ~ 14:20
	山野公民館	14:30 ~ 14:40

	場所	時刻
4月19日(月)	鳥居下集会所	9:00 ~ 9:10
	沼田公開堂	9:20 ~ 9:35
	第3東宝ランド公園	9:45 ~ 9:50
	タスパジャパンミートパーク(旧玉里BG)	10:00 ~ 10:15
	第2東宝ランド集会所	10:25 ~ 10:30
	中台地区集落センター	10:40 ~ 10:45
	富士峰集会所	10:55 ~ 11:00
	高崎集落センター	11:10 ~ 11:20
	生涯学習センターコスモス駐車場	13:00 ~ 13:10
	火の橋集落センター	13:20 ~ 13:30
5月9日(日)	玉川地区学習等供用施設	13:40 ~ 13:45
	玉里総合支所駐車場	13:55 ~ 14:15
	羽鳥公民館駐車場	9:00 ~ 9:20
	市役所東側車庫前	9:45 ~ 10:10
	小川総合支所防災倉庫前	10:40 ~ 11:05
	玉里総合支所駐車場	11:15 ~ 11:30

### 問い合わせ

環境課 環境衛生係

☎ 0299-48-1111 (内線1141)

## 公共下水道の利用できる区域(供用開始区域)を拡大します

4月1日から、竹原下郷、中野谷、小川、中延、栗又四ヶ、田木谷、東田中地区の一部区域で公共下水道が利用できるようになります。区域の地図は、市ホームページか下水道課(小川総合支所1階)で閲覧できます。

区域地図はこちら



公共下水道は、清潔で快適な生活環境を確保し、川や海などの水質を守り地域環境を豊かにするものです。公共下水道の役割を十分にご理解いただき、できるだけ早く下水道に接続しましょう。

### ■受益者負担金とは？

公共下水道が利用できるようになった区域の皆さんに、下水道の建設にかかる費用の一部を負担していただく制度です。

今回、利用できるようになった区域にお住まいの方や土地を所有している方には、令和3年度から5年間の分割(年4期)で受益者負担金を納付していただきます。

### ■公共下水道への接続は3年以内

公共下水道が利用できるようになった区域は、くみ取り便所は3年以内、浄化槽は速やかに公共下水道に接続しなければならない、と下水道法で定められています。

### ■排水設備工事は指定工事店へ

下水道への接続工事は、市の指定を受けた「排水設備指定工事店」でのみ行うことができます。

■接続工事助成金・融資あっせん制度をご利用ください  
公共下水道が利用可能になってから3年以内に下水道へ接続する方は、市の支援制度を受けることができます。助成金(従来制度か拡充制度)の交付か、融資あっせんのいずれかを利用できます。

法人・事業所の場合や、住宅新築に伴う工事は対象外です。

### ▶排水設備等設置工事資金助成金

使用可能になってから	助成額	
	従来制度	拡充制度
1年以内	40,000円	対象工事費か350,000円のいずれか少ない額
2~3年以内	20,000円	対象工事費か330,000円のいずれか少ない額

※拡充制度は世帯収入等の助成要件あり

### ▶水洗化工事資金の融資あっせん

水洗化工事に係る借入金の利子分を市が全額補助する制度です。

### 問い合わせ

下水道課 ☎ 0299-48-1111

受益者負担金のこと(内線2121・2122)

接続工事や接続工事助成金のこと(内線2125・2126)